

令和元年10月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 2件

議案 1件

---

計 3件

番号	報告第9号	担当	学校教育部教育研修センター
報告名	松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則第2条第2項に基づき、松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命を10月1日付で行うため、教育長専決を行ったので、これを報告し、承認を求めます。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市教育委員会規則第2号

### 松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 松原市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第5条）
- 第3章 松原市いじめ問題専門委員会（第6条—第9条）
- 第4章 雑則（第10条・第11条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、松原市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成29年条例第8号）第5条及び同条例第8条において準用する第5条の規定に基づき、松原市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び松原市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 松原市いじめ問題対策連絡協議会

##### （連絡協議会の組織）

第2条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 本市の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

##### （連絡協議会委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### （連絡協議会の会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### （連絡協議会の会議）

第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 連絡協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### 第3章 松原市いじめ問題専門委員会

#### (専門委員会の組織)

第6条 専門委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 臨床心理士
  - (3) 弁護士
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- (専門委員会委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 専門委員会の会議は、非公開とする。

#### (除斥)

第10条 委員は、条例第7条第2号に規定する調査審議の対象となった重大事態について利害関係を有する等の事由により、当該調査審議の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る事実関係の調査審議に加わることができない。

### 第4章 雑則

(庶務)

第11条 連絡協議会及び専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育推進課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は連絡協議会の会長が連絡協議会に、専門委員会の運営に関し必要な事項は専門委員会の委員長が専門委員会にそれぞれ諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

番号	報告第10号	担当	学校教育部教育研修センター
報告名	松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則第6条第2項に基づき、松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱を10月1日付で行うため、教育長専決を行ったので、これを報告し、承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第20号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和元年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>令和元年11月3日に開催予定の松原市表彰式並びに松原市教育委員会表彰式において、松原市教育委員会が松原市の教育の振興に関し、功績顕著なもの及び児童、生徒として表彰するに値する者として推薦を受けた被表彰候補者について、被表彰者として決定を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

# 松原市教育委員会表彰実施要領

松原市教育委員会

## 第1 趣 旨

松原市の教育の振興に関し、功績顕著なもの及び児童、生徒として表彰に値する者に対する表彰（表彰状及び感謝状の贈呈）について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

1. 教育功労者表彰
2. 顕著な教育実績を挙げた者に対する表彰（教職員）
3. 優秀な調査研究に対する表彰（教職員）
4. 児童、生徒個人及び団体表彰
5. その他の表彰

## 第3 表彰の対象及び基準

1. 教育功労者表彰は、次に掲げるものの一に該当するものに対して行う。
  - (1) 本市に勤務する府費負担教職員及び松原市教育委員会が任命権を有する職員を除く個人
    - ア 学校教育関係  
学校教育の振興に関し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上のもの
    - イ 社会教育関係  
社会教育及び社会体育関係団体等の育成振興、社会教育施設の運営、文化財の保護、その他社会教育の普及振興に努め著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上又は松原市PTA協議会役員暦が通算3年以上であるもの
    - ウ 学校保健関係  
学校保健の普及振興又は指導に尽力し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上であるもの
  - (2) 団体
    - ア 学校教育関係  
学校教育関係団体で学校教育の普及振興に尽力し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上であるもの
    - イ 社会教育関係  
社会教育、社会体育又は文化財保護の関係団体等でその企画運営又は活動の状況等が特に優秀であり、社会教育の普及振興に著しい功績をあげたもので当該関係暦が5年以上であるもの
2. 顕著な教育実践を挙げたものに対する表彰は、本市校園に勤務する教職員で平素における職務上の実績を総合的に評価して、その功績が抜群であり、かつ技能、人物素行等がすぐれ、表彰日現在において少なくとも10年以上職務に精励した職員に対して行う。

ただし、

  - (1) 本表彰（従来の優良教員表彰を含む）受表彰後満10年を経過した者は新たに表彰の対象としてもよい。



- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者を除く。
- ア 過去5年間に停職処分を受けた者
  - イ 過去3年間に減給処分を受けた者
  - ウ 過去2年間に戒告処分を受けた者
  - エ 過去1年間に訓告処分を受けた者
  - オ 休職中の者
3. 優秀な調査、研究に対する表彰は、本市校園に勤務する教職員個人又は教職員2名以上で構成される研究会等で累年にわたる調査及び研究の内容が極めて優秀でかつ有益なものに対して行う。
4. 児童、生徒個人及び団体表彰については次に掲げるものについて行う。
- (1) 特に表彰に値する社会的善行のあったもの
  - (2) 学校におけるクラブ活動等において顕著な実績をあげたもの
  - (3) 大阪府下の競技会等において優秀な成績をおさめたもの(3位以上)
- (注 近畿大会6位、全国大会10位以上のものについては市長表彰)
5. その他の表彰については、委員会が特に認めるもの、及び校園長が特に必要と認め内申を受けたものについて行う。

#### 第4 表彰対象の基準日

1. 表彰の対象となる功績や関係暦の通算年数の基準日は10月31日とする。
2. 表彰の対象となる功績について同年度に市と委員会表彰が重なる場合、市を優先し、次年度に委員会表彰を行う。
3. 以前に委員会表彰を受けた者は、3年経過後表彰する。

#### 第5 推薦機関

表彰の種類	表彰対象者	推薦機関
教育功労者	1. 個人 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係 (3) 学校保健関係 2. 団体 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係	部長
教職員 教育実践顕著 調査研究優秀	市立校園教職員	校園長
児童、生徒(個人、団体) 社会的善行 クラブ活動優秀 競技会成績優秀	市立小、中学校児童、生徒	校園長

## 第6 表彰の手続き

1. 各部長及び各校園長は、第2に定める表彰を行うべき個人又は団体があると認めるときは、第7の提出書類を教育長に提出するものとする。
2. 教育長は被推薦者がこの実施要領の基準等を満たすことを確認した上で、推薦者名簿を作成し、教育委員会へ提案する。
3. 教育委員会は、提案された推薦者名簿について、審議し、被表彰者を決定する。

## 第7 提出書類

1. 教育功労者表彰
  - (1) 個人
    - ア 推薦書(様式1)一覧表
    - イ 推薦理由書(様式2)個表
  - (2) 団体
    - ア 推薦書(様式3)一覧表
    - イ 推薦理由書(様式4)個表
2. 教育実践顕著なるものに対する表彰
  - ア 内申書(様式5)
  - イ 功績調書(様式6)
  - ウ 参考資料(必要ある場合)
3. 優秀調査研究に対する表彰
  - ア 内申書(様式7)
  - イ 調査研究物
4. 児童、生徒表彰(個人、団体)
  - ア 推薦書(様式8または様式9)
5. その他の表彰  
その都度定める。

附 則

この要領は、平成9年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から実施する。